

第7期川崎区地域福祉計画

つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区

川崎区地域福祉計画とは

「川崎区地域福祉計画」は、市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、川崎区の地域性に応じた具体的な施策を取りまとめています。より地域に密着した支え合いの仕組みを作り、暮らしやすいまちづくりをめざすための行政計画として、「川崎区地域福祉計画」を策定します。



川崎区の特徴



1

多文化共生のまち

外国人市民が市内で最も多く住んでいる区です。特に区役所管内では全人口の9.9%が外国人市民となっており、様々な国籍の人が暮らしています。

2

ひとり暮らしが多いまち

1世帯に住む人の数は平均で1.83人であり、市内で最も少なくなっています。核家族化やひとり暮らし世帯の増加等に伴い、1世帯当たり人員は減少傾向が続いています。

3

高齢者が多いまち

65歳以上の人口割合が市内で2番目に高くなっています。また、ひとり暮らし高齢者の数が市内で最も多く、男性の割合が多いことも特徴の1つです。

4

昼間人口が多いまち

市内で唯一、夜間人口より昼間の人口が多い区であり、事業所等への勤務などで日中を川崎区で過ごす人が多くいます。また、自宅も職場も川崎区内という就業者が半数を超えています。

5

地区ごとに特徴があるまち

川崎区は10の地域ケア圏域に分かれています。子ども・高齢者の割合や外国人市民の人口、ひとり親の数などは地区ごとに異なり、各地区にそれぞれ特徴があります。



基本目標 1 みんなの健康と安心を育む意識づくり

支援を必要としている人に必要な情報が届くよう、保健福祉や地域包括ケアシステム、身近な地域の情報を正確にわかりやすく提供します。また、健康づくりや介護予防の普及啓発を行うとともに、保健福祉、防災、交通安全などの情報発信を充実させることで、健康と安全・安心を育む意識づくりを進めます。

重点項目

基本方針 1 地域包括ケアシステムに関する意識づくり

地域包括ケアシステムについて、より多くの区民に知ってもらうため、わかりやすい情報発信や様々な機会を捉えた普及啓発を行います。

具体的な取組

● 地域包括ケアシステムの普及啓発 他1事業

多様な主体との連携により、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発や見守り活動団体等への支援を行います。



ちけあ丸

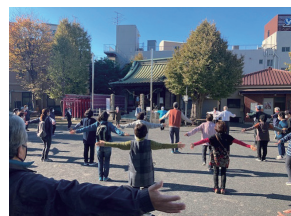
基本方針 2 健康づくりの普及啓発

健康づくりや介護予防に対する意識を高めるとともに、認知症の正しい理解を深めるため、地域特性に合わせた普及啓発を行います。

具体的な取組

● 健康づくり・介護予防の普及啓発 他2事業

ほほえみ元気体操や公園ウォーキング、ストレッチなどの運動の普及啓発や、食生活や健康に関する出前講座を実施します。



基本方針 3 安全・安心に関する情報発信の充実

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、保健福祉、防災、交通安全等に関する情報発信や普及啓発を行います。

具体的な取組

● 自転車マナーアップ事業 他5事業

自転車利用者の交通ルールの遵守やマナー向上を通じて、交通事故を防止するため、各種キャンペーンでの指導・啓発や交通安全教室などを実施します。



タージマン

基本目標 2 みんながつながる地域づくり

地域に暮らす様々な人がつながり、いきがいを持って健やかに暮らすことができるよう、地域とつながるためのきっかけづくりや誰もが参加しやすい居場所づくりを進めます。また、人材の発掘や育成を行い、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

重点項目

基本方針 1 地域活動・交流の場・居場所づくり

誰もが参加しやすい居場所を身近な地域で提供できるよう、様々な主体と連携して活動や交流の場づくりを推進します。

具体的な取組

● 地域の縁側活動推進事業 他17事業

誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。



基本方針 2 地域人材等の育成

地域活動の担い手の高齢化や後継者不足に対応するため、地域での情報発信や活動を主体的に行うことができる人材の発掘と育成を行います。

具体的な取組

● 健康づくりボランティア(健康づくりサポーター・食生活改善推進員)養成講座の実施 他6事業

ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、健康づくりに関わる人材を育成します。



基本方針 3 多文化共生をめざした支援の取組

異なる言語や文化的背景を持つ人も地域で安心して暮らせるよう、情報発信や交流の場づくりなどの支援を行います。

具体的な取組

● 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業 他4事業

日本語に不慣れな子どもや保護者が孤立することを防ぐため、子どもの支援を行う機関からの申請に基づき、手続きや相談等の通訳・翻訳を行います。

基本目標 3 みんなの暮らしを支える仕組みづくり

福祉の分野において相談支援は非常に重要であり、支援を必要としている人が気軽に相談でき、適切な支援を受けられるよう、地域全体で見守り、支援につなげることが大切です。また、地域の課題やニーズが多様化、複雑化しており、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりを進め、情報共有や顔の見える関係の構築によりネットワークを強化することで、地域課題の解決に取り組みます。

基本方針 1 様々な困難を抱えた人への支援の充実

困りごとや課題を抱えた人、つながりの輪から漏れた人が必要な相談支援を受けられるよう、行政や関係機関がそれぞれの強みを活かした取組を推進します。

具体的な取組

● ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進 他10事業

民生委員児童委員協議会の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。

重点項目

基本方針 2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

多様化・複雑化した課題に対応するため、行政や関係機関が分野を越えて連携し、適切な支援や取組につなげるための仕組みづくりを進めます。

具体的な取組

● 企業市民交流事業 他13事業

企業の地域貢献活動の機運を高め、生活市民と企業市民の交流の場づくりや協働による魅力あるまちづくりを進めます。



ちく かつよう ちいき
地区カルテを活用した地域づくり



人口などの統計データや地域資源、地域活動等を地域ケア圏域の10地区ごとにまとめたものです。お住いの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用できます。

各地区の情報については、ホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。

川崎区地区カルテ

検索



じ じょ ご じょ きょうじょ こう じょ すい しん
自助・互助・共助・公助による推進

地域課題の解決や、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。区民の皆さん、地域活動団体、関係機関、行政などがそれぞれの役割の中で力を合わせる関係をつくり、一人ひとりの取組や身近な地域での助け合い、地域活動や公的サービスなどを組み合わせて地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

それぞれの役割

具体的な行動や取組

自助

区民一人ひとりが
自分でできること

<例えば…>

- **自らの健康管理**
→ 健康診断の受診、むし歯・歯周病の予防など
- **健康づくり・いきがづくり**
→ 健康体操・サークル活動への参加など
- **地域活動への参加**
→ 地域での防災訓練・ボランティア活動への参加など
- **近所や身近な人と普段から交流を持つこと**
- **町内会・自治会に加入すること**



互助

隣近所や
地域住民同士の
助け合いなど

<例えば…>

- **地域の見守り、支え合いの推進**
→ 高齢者等の見守り、登下校の見守りなど
- **町内会・自治会の活動に参加すること**
- **ボランティアとして活動すること**



共助

社会保険のような
制度化された
相互扶助

<例えば…>

- **医療保険サービスの提供**
- **介護保険サービスの提供**



公助

法律などに基づき
行政機関などが
提供するサービス

<例えば…>

- **情報提供の充実**
→ 冊子・ホームページによる情報発信など
- **相談支援体制の充実**
- **生活困窮者への支援の推進**
- **虐待相談支援体制の充実**

